

市税に係る減免措置調査票

		所属名	ゆとりとみどり振興局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税 固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	講道館 大阪国際柔道センター	
	(該当条例等)	条例 規則 第 4 条 の 3 第 29 号	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 本市では、だれもが気軽にスポーツを楽しむまちづくりを目指し、さまざまな生涯スポーツ振興施策を推進している。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 本センターについては、柔道の普及発展を目的に、幼児から成人まで幅広い市民を対象に柔道の教室を実施するとともに、柔道の練習場、柔道大会の会場として利用されている公益性の高い施設であり、本市生涯スポーツの振興に大きく寄与していることから、本会館の固定資産税について減免を行ってきたところである。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 . 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	代替の支援スキームがない中、市税減免措置を急に廃止することは、団体の円滑な運営に大きな影響を与えるため、段階的な措置が求められるところである。		